2018年度サービス産業海外リテイン事業
公募要項

2018年4月27日
日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所
所長　保科　聡宏

ジェトロソウル事務所では、サービス産業分野における進出日系企業の事業活動円滑化および大韓民国への日本企業の新規進出支援を目的として、当該分野の現地情報に詳しく、原則日本語で相談・報告が可能である法人をリテインし、経営・進出等に対する個別・具体的な情報を収集するとともに、当地にて日本企業のための個別相談、ビジネスマッチングを業務委託できる個人または法人を募集します。応募を希望される場合は、下記の要領に基づき、ジェトロソウル事務所宛に応募書類をご提出ください。

1. 事業目的

（1） サービス産業分野の海外進出日系企業の事業活動円滑化および日本企業の新規進出支援を目的とし、海外事務所において当該分野の現地情報に詳しく、原則日本語で相談・報告が可能な法人・個人をリテインし、経営・進出等に対する個別・具体的な情報を収集する。

（2） リテイナーを通じて収集した情報は、進出日系企業やこれから進出を検討している企業に提供する。

2. 対象分野

流通・小売業、外食業など各サービス分野における法務、労務、税務、会計、不動産、マーケティングなど。

3. 対象国・地域（カバーエリア）

大韓民国（以下「韓国」）

4. 利用対象企業

サービス産業分野の中小・中堅・大規模の事業者

5. 業務委託内容

（1） 相談対応業務

既進出日系企業もしくは進出を検討する日本企業から、サービス産業分野における事業運営・進出などに関する相談依頼があった場合に対応する。主な業務内容は以下のとおり。

① E-mail 相談

使用言語は日本語とし、1 件につき A4 用紙 1～2 枚（1,200～2,400 字）程度を回答量の目安とする。

② 当地ブリーフィング（セミナーやワークショップでの情報提供を含む）

1 件当たり 1 時間程度を目安とする。

③ 市場調査同行

1 件当たり 1～2 時間程度を目安とする。

また、本業務による主な情報提供内容は以下のとおり。

A） 当地市場情報（規模、特徴、最新トレンド、売れ筋商品、流通販売ルート等）

B） 当地商業施設、店舗、商業開発区、商圏・立地に関する情報（必要に応じて視察同行も含む）

C） 当地日系、地場、外資の同業およびパートナー企業情報

D） 当地制度情報、会社設立手続き等、投資全般に関する情報　等

(2) ビジネスマッチング支援業務

既進出日系企業もしくは進出を検討する日本企業から、サービス産業分野における当地パートナー候補企業とのマッチング依頼があった場合、パートナー候補企業選定や商談アレンジ・サポートなどに対応する。主な業務内容は以下のとおり。

① パートナー候補企業の抽出、マッチング企業の選定

日本企業のサービスに関心を持つ可能性のある当地パートナー候補の基本情報を収集し、当該日本企業等へパートナー候補リストとして提供する（担当者名、連絡先等の確認まで行う）。

② パートナー候補企業の関心度ヒアリング

上記①でリストアップした売り込み先について、ジェトロから指示があった場合、各当地パートナー候補の商談関心度合いをヒアリングする。

③ 商談アレンジ・アポイントメント取得

ジェトロからの指示に基づき、当地へ出張する日本企業等と当地パートナー候補との対面による商談をアレンジする。対面による商談が実施、完了自他時点で 1 件と数える。

日本企業等の都合によりキャンセルとなった場合は、対面による商談が実施されなくても対価を支払うこととする。

④ 商談同行・サポート

対面による商談に同席し、商談フォローを行う。対面による商談が実施、完了した時点で 1 件と数える（1 件あたり 30 分程度を目安とする）。

※集団マッチング支援について：
ジェトロが主催/共催する商談会・展示会等にあわせ、日本から参加する複数の企業との商談をアレンジするために、当地パートナー候補を複数会場に招致する場合には、上記①～④を準用する。ただし、具体的には各商談会・展示会等の開催要領を踏まえ協議する。

A） 複数の当地パートナー候補の事前選定・リストアップ、ヒアリングについては、参加企業のニーズをもとにジェトロが指示する。

B） 招致した複数の当地パートナー候補と参加企業の商談を個別にアレンジできる場合には、5.（2）③を準用する。ただし、事前の個別商談アレンジが困難な場合には、当地パートナー候補を商談会等の会場に招致したことをもって 1 件の商談アレンジ/アポイント取得をしたと解し、上の 5.（2）③を適用することとする（商談会当日の当地パートナー候補来場の確認、商談のコーディネートも含む）。なお、商談会当日に当地パートナー候補が来場し、商談が 1 件以上行われた場合にカウントの対象とする。

C） 商談会当日に、ジェトロの指示に基づき、個別の商談に同席・サポートを行う場合は、5.（2）④を準用する。

（3） マッチング・フォローアップ業務

上記 5.（2）においてビジネスマッチング支援を行った後に、当地パートナー候補企業等に対し、ジェトロが指定する時期にその後の商談の進捗状況、マッチングイベントに関する評価・要望等を電話・E-mail 等で確認し、所定のフォームで報告する。また、ジェトロ事業参加企業および現地パートナー候補からの要望に応じた、両者の橋渡しのためのフォローアップを行う。

（4） 基盤強化活動

対象分野のサービス産業の当該地域での進出支援に寄与する情報の収集・提案を行う。主な業務内容は以下のとおり。

① 規制・制度・市場に関する調査レポート作成
ジェトロが実施するマーケティング情報提供等の一環として、ジェトロの指示に基づき、当地のサービス産業市場の動向や外資規制等を調査し、レポートを作成する。1 件につき A4 用紙 1 ～2 枚（1,200～2,400 字）程度を目安とする。

② パートナー候補企業リスト作成（調査レポートとして報告）
ジェトロの指示に基づき、当地における特定サービス産業分野のパートナー候補企業のリストを作成する。1 件につき A4 用紙 1 ～2 枚（1,200～2,400 字）程度を目安とする。

③ 韓国で効果的と考えられる海外展開支援プログラムの実施方法に関する提案

ジェトロの展示会開催、パートナー候補招聘等に際し、ジェトロの要望に応じて、サービス産業海外展開支援事業に対するアドバイス・提案等を面談にて行い（1 時間程度を目安とする）、報告書にて報告する。
日本語で A4 用紙 1～2 枚（1,200～2,400 字）程度でのアドバイス・提案も可能とする。（例：商談会を企画する際に当地パートナー候補を招致しやすい時間帯・ブースデザインに関する提案、出品物選定のアドバイス等）

6. 業務の依頼方法

（1） 上記 5.の業務については、ジェトロが受託者の専門性を踏まえて検討し、最も適当な受託者に依頼する。
（2） 受託者はジェトロからの依頼内容を確認し、対応の可否を回答する。
（3） 受託者が対応可能な場合、回答可能期限や面談日程調整等を行い、業務を実施する。
（4） いずれの業務についてもジェトロの指示に基づき実施することとする。

7. 業務委託費および経費

（1） 業務委託費
本契約に基づき支払われる業務委託料は別紙の単価表による出来高払いとし、年間 3,157,000 ウォン（2 者合計、税込）を超えないものとする。（本事業はジェトロの指示に基づく出来高払いのため、本金額が受託先の年間受取総額を保証するものではありません。）
（2） 交通費・旅費
交通費については、ジェトロソウル事務所において業務が実施される場合、業務委託料に含まれるものとし、ジェトロは負担しない。
その他、ジェトロの指定する場所（日本や第三国を含む）において業務が実施される場合、実施に係る交通費等についてはジェトロの負担とすることができる。また、原則として交通手段等の手配は受託者が行い、係る経費を立替えることとする。なお、航空券等は、ジェトロより現物支給を行う場合がある。
（3） 所得税の源泉徴収
日本国内において実施された業務については、日本の税法に基づき所得税が課税される。所得税はジェトロが源泉徴収する。但し、免税・減税対象国を除く。
（4） 電話代・コピー代など事務経費
業務委託料に含むものとし、ジェトロは負担しない。

8. 報告書の提出

（1） 業務実施後、支援業務報告書（様式はジェトロが別途指定）を業務実施日の翌日から起算して 5 営業日以内にジェトロに E メールにて提出する。
（2） 月例報告書（様式はジェトロが別途指定）を翌月 5 日（2019 年 3 月分は 3 月 29 日）

までにジェトロに提出する。

9. 業務委託費の支払方法

（1） 委託業務が発生した月単位で月例報告書、交通費、およびその他の証憑の確認がとれた後、ジェトロは支払額を算出し、確定した金額を受託者に通知する。

（2） 受託者は同通知額に基づき、請求書をジェトロに送付する。

（3） ジェトロは同請求額を指定された受託者の口座に振り込む。

10. 使用言語

「日本語」および「韓国語」

11. 契約形態・業務委託期間

（1） 契約形態

ジェトロと採択者（個人又は法人）との間で業務委託契約書を締結

（2） 業務委託期間

契約締結日～2019 年 3 月 29 日

12. 募集人数

最大 2 者

13. 応募資格

以下の基準をすべて満たすこと。

（1） 当地に現地法人、又は支店を有すること。

（2） 事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。

（3） 当該専門分野での業務経験が 3 年以上であること。

（4） 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。

（5） 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。

（6） 本事業及び他ジェトロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。

（7） 健康状態が良好であること。

（8） 本事業に対して十分業務時間が確保でき、支援企業などからの要望に素早く対応できること。

（9） 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

14. 応募方法

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、ジェトロソウル事務所宛に E-mail または郵送にて提出願います（※その他、応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資

料があれば添付してください)。

15. 選考方法

ジェトロソウル事務所が応募書類受領後、書類審査を経て採否を決定します（なお、必要に応じて面談を行うことがあります)。選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、委託先を決定します。なお採否理由はお答えできません。また提出書類は返却できません。

（1） 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
（2） 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
（3） 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
（4） カバーエリアにおける販路開拓のためのマーケティング経験
（5） 相談対応業務、ビジネスマッチング支援対応への機動力
（6） 本事業の趣旨に沿った形で、日本語もしくは現地で通用する言語による業務が可能であること

16. 応募期間

2018 年 4 月 27 日（金）～5 月 11 日（金）17:00

17. 留意事項

（1） 委託者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行すること。
（2） 委託契約の締結者は事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することを禁ずる。ただし、事前に書面によりジェトロの承認を得た場合に限り、再委託を認める。
（3） 委託契約の委託者は、ジェトロの定める支援業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出すること。なお、当該業務報告書の知的所有権および事業成果はジェトロに帰属する。
（4） 委託契約の締結者は契約に際し、併せてジェトロと秘密保持契約を取り交わし、本事業に関わる企業情報の一切を外部に漏洩させることを禁ずる。ただし、ジェトロの承認を得た場合に関してはその限りではない。
（5） 委託者から提出があった資料等については、執務参考用としてジェトロ本部内で供覧するほか、ウェブ等を活用し、日本国内においても広く外部へ情報提供を行う場合がある。その場合は委託者に事前に確認を取る予定。

18. 応募先

ジェトロソウル事務所（担当：友田、藤本）
住所　ソウル市鐘路区清渓川路 41　永豊ビル 3 階
E-mail: KOS@jetro.go.jp
TEL: 02-739-8657

以上

別紙（単価表）

単価表

通貨単位：ウォン

業務内容		単価(税込)
相談対応業務	E-mail 相談	220,000　/件
	当地ブリーフィング(セミナーやワークショップでの情報提供を含む)※1-①	55,000　/15 分
	市場調査同行※1-②	55,000　/15 分
ビジネスマッチング支援業務※2	パートナー候補企業の抽出	11,000　/件
	パートナー候補企業の関心度ヒアリング	33,000　/件
	商談アレンジ・アポイントメント取得	55,000　/件
	商談同席・サポート	55,000　/15 分
マッチング・フォローアップ業務	マッチング・フォローアップ	220,000　/件
基盤強化活動	規制・制度・市場に関する調査レポート作成	220,000　/件
	パートナー候補企業リスト作成（調査レポートとして報告）	550,000　/件
	当該国・地域で効果的と考えられる海外展開支援プログラムの実施方法に関する提案※3	220,000　/件

※時間を単位とする項目：端数が発生する場合は、15 分単位で切り上げるものとする。

※1-①：上記委託料は、セミナー講演（他の講演者の講演時間を含む）、質疑応答を実施した時間に対して支払うものとする。事前の打ち合わせ時間、終了後の名刺交換等の時間はカウントしない。

※1-①、3：ジェトロが要請した日本国内でのブリーフィング、セミナー、海外展開支援事業に関するアドバイス・提案等を行なう場合は、ジェトロ規程に基づき出張に係る経費(交通費、宿泊費等)をジェトロが負担する。

※1-①②：ジェトロソウル事務所で実施した場合には、交通費等の実施に係る経費は委託料に含まれる。ただし、ジェトロが別途指定した場所でブリーフィングや市場調査同行を行う場合は、ジェトロ規程に基づき交通費等をジェトロが負担する。

※2：事前にジェトロの許可を得て当地パートナー候補を訪問するなどの業務が追加的に発生した場合は、それに係わる交通費等をジェトロ規程に基づきジェトロが負担する。

※3：ジェトロソウル事務所で実施した場合には、交通費等の実施に係る経費は委託料に含まれる。ただし、ジェトロが別途指定した場所でアドバイスを行う場合は、それに係わる交通費等をジェトロ規程に基づきジェトロが負担する。

以上